前橋市監査委員公表第２８号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成２９年２月２４日

前橋市監査委員　　赤　川　常　己
同　　田　子　一　夫

環境部定期監査結果に係る措置通知書

措置日　平成２９年１月１８日

監　　査　　結　　果 （指摘・要望事項）	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：ごみ減量課】 **１　補助金等交付事務について（指摘事項）** 平成２７年度一般廃棄物（し尿）収集運搬業者に対する補助金において、実績報告書に添付された収支決算書に補助対象事業への充当金額欄の記載がないなど、提出された書類に不備があり、補助事業の具体的な執行について審査せず補助金額を確定していた。 補助金等交付規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	補助金等交付事務については、提出書類の作成にあたり、記載漏れなどのないよう、再度業者に指導するとともに、提出された書類の審査を徹底し、適正な事務処理を行うように改善することを決定した。

建設部定期監査結果に係る措置通知書

措置日　平成２９年１月３１日

監　　査　　結　　果 （指摘・要望事項）	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：道路管理課】	
１　契約事務について（指摘事項） 新前橋駅西口昇降機及び自由通路清掃業務において、４月１日からの１年間を履行期間とした請書を年度開始前の３月２２日に徴していた。 地方自治法第２０８条第１項で規定する会計年度独立の原則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	新前橋駅西口昇降機及び自由通路清掃業務のほか、４月１日からの１年間を履行期間とする全ての契約について、地方自治法第２０８条第１項に規定する会計年度独立の原則にのっとった適正な事務処理を行うこととし、来年度から改善することを決定した。
２　財産管理事務について（指摘事項） 財務規則第２３０条で規定する備品確認において、その照合を行っていなかった。また、備品の管理状況について５件を抽出して確認したところ、使用していない備品で所在不明なものが２件あった。 財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	財産管理事務については、今年度中に備品確認及び照合を行うこと、来年度から財務規則に規定する時期での備品確認及び照合を徹底することを決定した。
３　債権管理事務について（指摘事項） 放置自転車等の売却に係る納入義務者に交付した納入通知書において、地方自治法施行令第１５４条第３項で納入通知書の必要記載事項と規定している納期限を記載していなかった。 地方自治法施行令にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	放置自転車等の売却に係る納入業者に交付した納入通知書のほか、課内にて交付する全ての納入通知書について、地方自治法施行令に基づき納期限を記載することを徹底し、適正な事務処理を行うことを決定した。
４　減免運用基準の見直しについて（要望事項） 道路占用料徴収条例第４条第８号に規定する減免運用基準において、減免申請の多い対象物件にもかかわらず、慣行等から占用料を徴収することが不適当であると市長が認めた物件として明確に基準で定めず減免しているものがあった。また、減免申請書の提出を免除する区分に明確に定めていないにもかかわらず、減免申請書の提出を求めていないものがあった。 公共物使用等に関する条例第１７条に規定する減免運用基準においても、公共物保護の目的や伺定めにより慣行等から使用料を徴収することが不適当であると市長が認めた物件として明確に基準で定めず減免しているものがあった。	道路占用料及び公共物使用料減免運用基準の見直しについては、公平・公正かつ明確な運用を図るため、国や他市の基準を参考にするとともに過去の運用実績を考慮し、対象となる占用（使用）物件の細分化、明文化を実施することとして、来年度から改善することを決定した。

監　　査　　結　　果 （指摘・要望事項）	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
より適正な減免の運用を図るため、減免する件数が多い対象物件や伺定めで減免しているものについて明確に基準で定めるとともに、現状に即した減免申請書の免除区分に改めるなど道路占用料及び公共物使用料減免運用基準の見直しについて検討されたい。	
【監査対象所属：公園管理事務所】	
１　契約事務について（指摘事項）	
(1) 仕様書について 各公園緑地発生剪定枝等処理業務において、見積合わせ通知書とともに選定業者へ送付した仕様書に、処理単価を明記していた。 契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	各公園緑地発生剪定枝等処理業務の仕様書については契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり来年度から適正な事務処理を行うように改善することを決定した。
(2) 指名業者について 石関公園便所清掃等業務において、契約規則第１３条第１項では指名競争入札に参加させようとする者を３者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を２者として入札を実施していた。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	石関公園便所清掃等業務の指名業者については契約規則第１３条第１項にのっとり来年度から適正な事務処理を行うように改善することを決定した。
(3) 予定価格について 公園施設等修繕などの修繕工事において、予定価格調書を作成していなかった。また、業務委託契約においても、予定価格調書が封筒に入れて保管されていないもの、複数の実施起案で予定価格を明記しているものがあり、秘密の保持が確保されていない状況であった。 契約規則、契約事務取扱規程、少額工事事務処理要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	公園施設等修繕などの修繕工事の予定価格調書の作成及び業務委託契約の予定価格調書の取扱いについては契約規則、契約事務取扱規程、少額工事事務処理要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり来年度から適正な事務処理を行うように改善することを決定した。
(4) 公表の手続について 大胡ぐりーんふらわー牧場管理業務において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づき随意契約を締結しているが、契約規則第１５条の２で規定する契約の発注見通しの公表等の手続きを行っていなかった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	大胡ぐりーんふらわー牧場管理業務の公表の手続については契約規則第１５条の２の規定にのっとり発注見通しの公表等を行い改善した。

監　　査　　結　　果 （指摘・要望事項）	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
(5) 契約書の記載事項について 複数の業務委託契約書において、契約規則第５３条で規定する契約書に記載しなければならない事項の一部が記載されていないもの、仕様書で委託料の部分払有と明示しているにもかかわらず、部分払額や引渡期日等を記載した契約書を作成していないもの、複数の入札案件を一括契約したため、契約書に記載された業務ごとの委託金額、毎月の支払額、請求月等が記載されていないものがあった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	複数の業務委託契約書の記載事項については契約規則にのっとり来年度から適正な事務処理を行うように改善することを決定した。
２　財産管理事務について（指摘事項） 大胡ぐりーんふらわー牧場のバンガローの利用許可において、申請者に対して許可印を押印した、利用許可申請書の写しを交付していなかった。また、許可の手続きは、同施設の管理業務受託者が行っているが、日々の許可状況について公園管理事務所で把握していなかった。 大胡ぐりーんふらわー牧場の設置及び管理に関する条例、同施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	大胡ぐりーんふらわー牧場のバンガローの財産管理事務については大胡ぐりーんふらわー牧場の設置及び管理に関する条例、同施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善することとした。
３　債権管理事務について（指摘事項） 公園施設使用料、自動販売機使用料、売店電気料実費徴収金において、納入通知書の交付が遅延しているもの、納期限の設定が適正でないもの、納期限までに納付されていないにもかかわらず督促の手続きが遅延しているものがあった。 公園条例、行政財産使用料条例、税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例、債権の管理に関する条例、同施行規則、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	公園施設使用料、自動販売機使用料、売店電気料実費徴収金の債権管理事務については公園条例、行政財産使用料条例、税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例、債権の管理に関する条例、同施行規則、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善することとした。
４　雇用管理事務について（指摘事項） (1) 賃金の支給について 臨時的任用職員の賃金の支給において、勤務時間の誤計算により、実際に勤務した時間数より多く賃金を計算し支給しているものがあった。 誤って支給した賃金は戻入させるとともに、臨時的任用職員運用要綱、臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の通勤手当相当額等決定要領にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	賃金の支給について誤って支給した賃金については臨時的任用職員運用要綱、臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の通勤手当相当額等決定要領にのっとり適正な事務処理を行うように改善し、誤って支給した賃金については１１月分の支給で調整した。

監　　査　　結　　果 （指摘・要望事項）	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
(2) 有給休暇と振替命令について 臨時的任用職員の有給休暇の付与において、継続任用者は前年度に付与した有給休暇の残日数分のみが繰り越しできるが、それ以前の残日数も繰り越して付与していた。また、週休日等の勤務の振替等において、雇用管理簿と振替等命令簿等を照合したところ、週休日等の勤務の振替等にあたり、振替等命令簿等を作成していないものがあった。 労働基準法、非常勤職員運用要綱にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。	有給休暇と振替命令については労働基準法、非常勤職員運用要綱にのっとり適正な事務処理を行うように改善することを決定した。
５　減免基準の制定について（要望事項） 公園施設の設置許可等の使用料において、減免理由を明確にせず、従前からの例により使用料の徴収を行っていないものが多数あった。 使用料は、受益者負担の原則に基づき、利用者から公平かつ公正に徴収するべきものであることから、減免を行う場合には、減免理由を明確に示す必要があると考えられるため、減免基準を制定し、より適正な使用料の徴収事務を行うように努められたい。	減免基準の制定については、現在運用している減免の基準を整理し、今年度中に減免基準を制定し来年度から、より適正な使用料の徴収事務を行うように決定した。